

再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票についてのQ & A

令和6年4月1日時点

〈目次〉

- 第1 仮置き場を使用する場合の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第2 がれき類のみ搬出がある場合の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 第3 工事の施工途中で建設発生土の搬出が発生した場合の考え方・・・・・・ 4
- 第4 受領書の考え方について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第1 仮置き場を使用する場合の考え方

問1-1 施工現場で発生した建設発生土を、仮置き場へ運搬した後、当該建設工事現場に全て埋め戻す場合は、確認結果票を作成しますか？

問1-2 施工現場で発生した建設発生土を、仮置き場へ運搬し、一時的に保管した後、大黒ふ頭中継所等へ搬出する場合、『建設発生土の搬出先確認結果』に仮置き場も記載しますか？

問1-3 改良土での埋め戻しがある工事では、施工現場の建設発生土を仮置き場に一時保管してから、改良土プラントに搬出するが、『建設発生土の搬出先確認結果』にどのように記載すべきか？

(答)

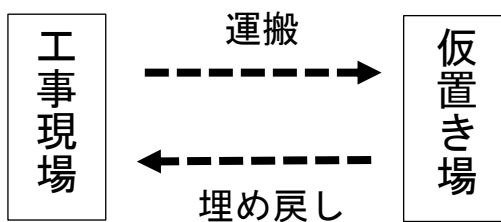
当該建設工事の請負契約図書若しくは元請建設工事事業者等が作成する施工計画書において定めた仮置き場は、工事場所と解釈できます。そのため、当該元請建設工事事業者等の管理下にあり、他の建設工事の土砂と混合されないよう区分管理し、当該建設工事で再利用する土砂については、「建設発生土の搬出先確認結果」に記載する必要はありません。

なお、「搬出」とは、当該建設工事において土砂を管理しない状況となることを言います。そのため、例えば、当該建設工事において埋め戻すために、当該工事分の土砂を区分して仮置きする場合は、「搬出」には含まれません。

参考

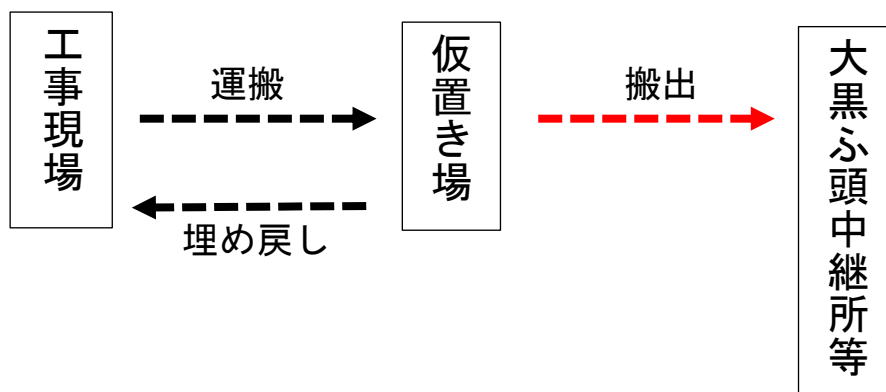
仮置き場を使用する際の記載について（請負金額 100 万円以上（税込）の工事）

- (1) 建設発生土を仮置き場に一時保管後、全ての建設発生土を再度当該工事現場に埋め戻す場合。



⇒確認結果票を作成する必要はありません。

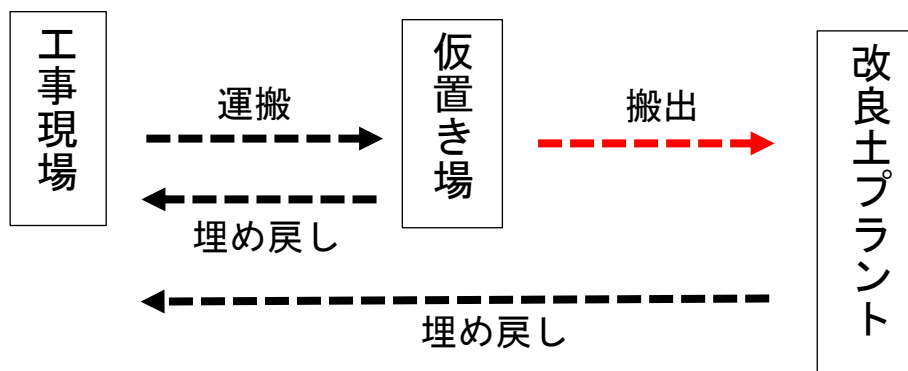
- (2) 建設発生土を仮置き場に一時保管後、一部の建設発生土を再度埋め戻す場合。



⇒確認結果票を作成する必要があります。仮置き場への運搬については、確認結果票の『建設発生土の搬出先確認結果』に記載する必要はありません。仮置き場から最終処分先への搬出については、確認結果票の『建設発生土の搬出先確認結果』に記載する必要が

あります。なお、記載方法については、記載例をご確認ください。

(3) 建設発生土を仮置き場に一時保管後、改良土プラントへ搬出する場合。



⇒仮置き場への運搬は、確認結果票の『建設発生土の搬出先確認結果』に記載する必要はありません。仮置き場から改良土プラントへの搬出については、確認結果票の『建設発生土の搬出先確認結果』に記載する必要があります。

なお、記載方法については、記載例をご確認ください。

第2 がれき類のみ搬出がある場合の考え方

問2-1 本市では請負金額100万円以上の場合（コブリス登録対象工事）はすべての工事が「確認結果票」の作成対象になると記載がありますが、建設発生土がなく、殻のみ搬出される工事は対象になりますか？

(答)

「確認結果票」は、建設発生土搬出先の盛土規制法許可等及び、土地の形質の変更時の土壌汚染対策に関する手続き状況について記載する票となるので、建設発生土がなく、殻のみ搬出される工事においては、作成する必要がありません。

第3 工事の施工途中で建設発生土の搬出が発生した場合の考え方

問3-1 当初設計で残土処分はなかったが、施工途中で残土処分が発生した場合は、監督員指示後に確認結果票を作成して掲示すればよいか？

(答)

当初設計で残土処分を予定していなかったが、施工途中で残土処分が発生した場合は、監督員指示書により、搬出先を指定して運搬及び処分等を指示することになると思われます。これに基づき、「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「確認結果票」を現場掲示してください。

なお、掲示前に変更施工計画書を提出し、担当監督員の確認を受けてください。

(3) 建設発生土の搬出先が、横浜市発注工事への工事間流用の場合

⇒ 以下の事項を記載した受領書の交付を、搬出先工事の元請事業者より受けてください。

- ① 搬出先の工事名称及び所在地
- ② 搬出先工事の元請業者の商号、名称又は氏名
- ③ 搬出元の工事名称及び所在地
- ④ 搬出量
- ⑤ 搬出先への搬出が完了した日

(4) その他の搬出先の場合

⇒ 省令に従って保存してください。